

北信交貨第39号の2  
北信交監第18号の2  
北信技保第15号の2  
令和4年6月10日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長  
(公印省略)

自動車技術安全部長  
(公印省略)

#### 飲酒・酒気帯び運転の防止について

飲酒・酒気帯び運転（以下、「飲酒運転等」という）の防止については、これまでも機会あるごとに輸送の安全、交通の安全確保のため、貨物自動車運送事業法、道路交通法等関係法令の遵守を指導してきたところである。

しかしながら、今般、管内に営業所を置く貨物運送事業者の運転者による飲酒運転等が相次いで発生したことから、各県トラック協会会長に対し別紙のとおり飲酒運転等の防止について通知したところである。

については、会員外事業者に対しても貴支局において指導されるとともに、係る事案が繰り返されることのないよう各種研修、会議等において指導を徹底されたい。

北信交貨第39号  
北信交監第18号  
北信技保第15号  
令和4年6月10日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 殿  
公益社団法人 長野県トラック協会会長 殿  
一般社団法人 富山県トラック協会会長 殿  
一般社団法人 石川県トラック協会会長 殿

北陸信越運輸局 自動車交通部長

自動車技術安全部長

### 飲酒・酒気帯び運転の防止について

飲酒・酒気帯び運転（以下、「飲酒運転等」という）の防止については、これまでも機会あるごとに輸送の安全、交通の安全確保のため、貨物自動車運送事業法、道路交通法等関係法令の遵守を指導してきたところである。

しかしながら、今般、別紙のとおり、管内に営業所を置く貨物運送事業者の運転者による飲酒運転等が相次いで発生しており、飲酒運転ゼロを目標としている「事業用自動車総合安全プラン2025」の達成に向けて業界一丸となって取り組んでいるところ、このような事態は甚だ遺憾である。

当局としては、飲酒運転等を行った運転者の所属する営業所に対して、厳正に対応していくところであるが、運送事業者及び運転者においても飲酒運転等の防止の取り組みの再徹底を今一度強く求めるところである。

については、飲酒運転等の撲滅を図るため、貴協会傘下会員に対して下記事項を指導徹底されたい。

### 記

1. 運転者に対して、プロドライバーとしての誇りと自覚をもたせ、飲酒運転等の行為が社会的に許されないことを恒常的に教育すること。

2. 各運転者の飲酒の習慣を把握し、業務中における飲酒の禁止について強力に教育すること。また、依存症の傾向にある運転者には、専門医の受診、カウンセリング、治療等を講ずるなど適切な処置を行うこと。
3. 運行管理者等は、点呼の重要性を再認識するとともに、厳正に確実な点呼を実施し、適切な運行管理を行うこと。

## 令和4年度 管内に営業所を置く事業者の飲酒運転が疑われる事案の発生状況

	発生日	曜日	時刻	発生場所	死傷状況		当時の状況
					死亡	重軽傷	
1	令和4年4月17日	日	14:00	新潟県	0	0	新潟県に営業所を置くトラックが飲食店の駐車場にバックで入る際駐車車両に接触、再度入れ直すが店の看板に接触し損傷させた。当該運転者の呼気からアルコールが検出された。
2	令和4年6月6日	月	13:00	富山県	0	0	富山県に営業所を置くトラックが富山県の県道において、交差点の中央分離帯を越え反対車線の歩道の街路樹に衝突、事故後の調べで運転者の呼気からアルコールが検出された。